

令和6年度
立川市地域密着型サービス事業者公募要項

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者
グループホーム）2ユニット化整備事業

令和6年5月

立川市保健医療部介護保険課

目 次

1 公募の趣旨	2
2 募集するサービス及び日常生活圏域等	2
3 応募できる事業者の資格要件	2
4 整備事業者公募における考え方	2
5 日常生活圏域別(6地区)の現状	3
6 事業運営及び施設整備にあたっての要件	4
7 施設整備やサービスの開始に伴う補助金について	4
8 応募方法	5
9 応募にあたっての留意事項	6
10 禁止事項と欠格事項等	6
11 審査・選定方法	6
12 選定後の流れ	7
13 スケジュール概要	7
14 問合せ先(応募書類の提出先)	7

1. 公募の趣旨

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、立川市高齢者福祉介護計画(第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画『以下、「計画」という』)に基づき、地域密着型サービスを整備するにあたり、事業者を公募により選定することで、公正性・公平性を担保し、質の高いサービスを整備します。

2. 募集するサービス及び日常生活圏域等

- (1) 立川市内において、既に運営を行っている1ユニットの指定認知症対応型共同生活介護事業所を対象に令和6年度に増設を計画する事業者を募集します。
- (2) 応募が多数あった場合、計画に基づく利用見込数の推計値の範囲内において、事業者を決定します。

※審査状況によっては、決定事業者が無い場合もあります。

サービス	整備数	日常生活圏域
認知症対応型共同生活介護 (1ユニット→2ユニット)	1事業所 (予定)	市内全域

3. 応募できる事業者の資格要件

応募資格については、下記の内容を満たす運営事業者とします。なお、複数法人による共同応募は認めません。

- (1) 応募書類の受付終了日において、立川市内で運営を行っている1ユニットの指定認知症対応型共同生活介護事業所であること。
- (2) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。
- (3) 国税及び市都民税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続きを行っている法人ではないこと。
- (5) 立川市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条第1項、第2項及び第3項に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。

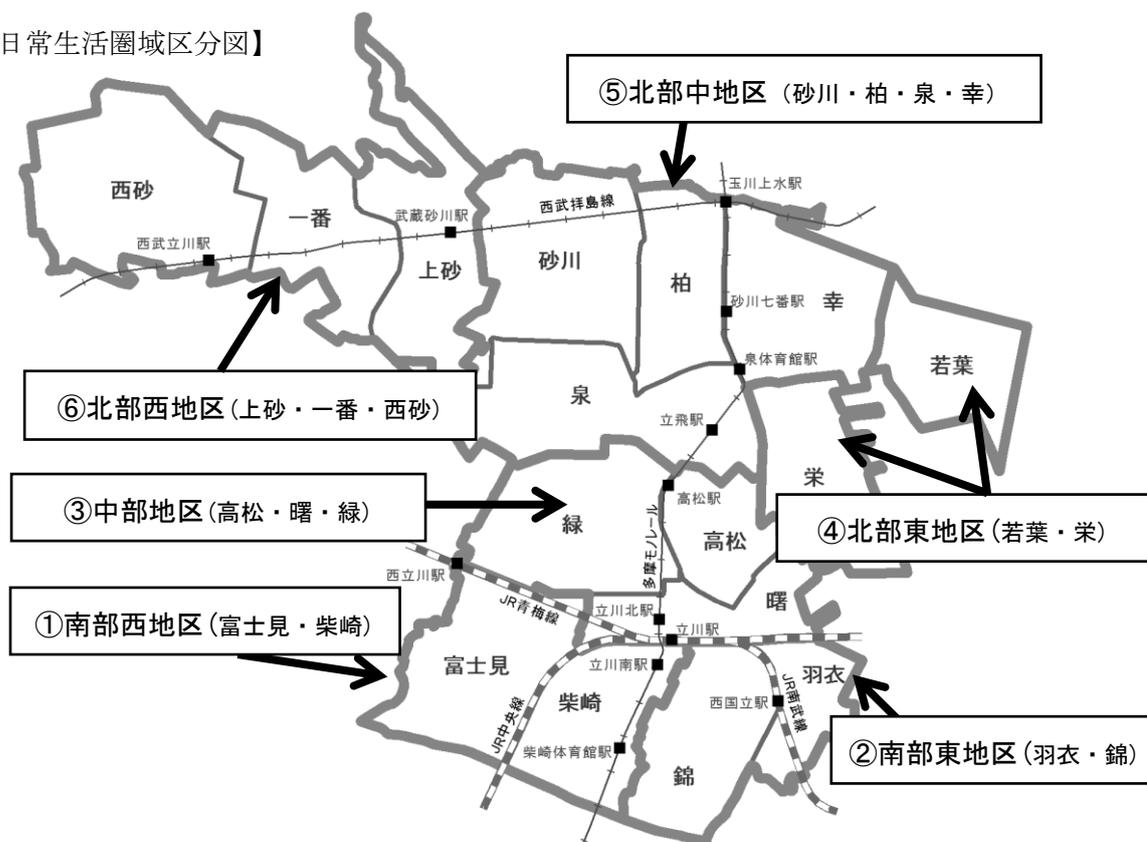
4. 整備事業者公募における考え方

計画の適切な推進を図るため、以下のとおり整備事業者を募集します。

- (1) 既存の認知症対応型共同生活介護事業所のうち、共同生活居住数が1の事業所について、9人の共同生活住居を1増設(2ユニット化)する計画を対象とします
 - (2) 申込数が計画数を上回る場合には、各種法令、人員・整備等の基準及びその他申込条件を満たす提案であることを前提に、以下の順で優先的に採択するものとします。
 - ① 既存事業所との一体性が確保された同一敷地内における増設計画
 - ② 継続的な事業運営に伴う地域福祉への貢献の観点から、当該設置場所での運営期間が長い事業所における増設計画
 - ③ 災害警戒区域(土砂災害警戒区域、浸水想定区域等)に該当しない設置場所における増設計画
- なお、整備数の予定を上回る場合もある。

5. 日常生活圏域別(6地区)の現状

【日常生活圏域区分図】



(令和6年4月1日現在)

	圏域	箇所数	整備内容	定員	圏域の構成
①	南部西地区	3	1ユニット(2)、 2ユニット(1)	36	富士見・柴崎
②	南部東地区	3	1ユニット(2)、 2ユニット(1)	36	錦・羽衣
③	中部地区	0	—	0	高松・曙・緑
④	北部東地区	0	—	0	栄・若葉
⑤	北部中地区	1	2ユニット(1)	18	幸・柏・泉・砂川
⑥	北部西地区	4	1ユニット(1)、 2ユニット(3)	63	上砂・一番・西砂
	合計	11	1ユニット(5)、 2ユニット(6)	153	

6. 事業運営及び施設整備にあたっての要件

事業運営及び施設整備に関しては、下記の内容を順守してください。

- (1) 事業運営等に関し、立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年立川市条例第38号）に定める調査への協力等に係る義務を順守するとともに、市が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。
- (2) 老人福祉法の届出を行うこと。
- (3) 原則、事業者自らによる新築・改修により新たな拠点を整備すること。ただし、東京都認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業実施要項に規定されるオーナー創設型等も募集対象となる。
- (4) 事業を20年以上継続して行うこと及び運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。ただし、国や都の補助金を活用する場合は、それぞれの規定に基づく期間、事業を継続して行うこと。
- (5) 施設整備設計にあたっては、立川市条例等を含む、建築・防災・都市計画に係る関係法令等に適合していること。また、応募書類提出前までに当該設計が関係法令等に適合していることを関係機関に必ず確認すること。
- (6) 近隣住民に配慮した計画であること。（日照・景観等）
- (7) 工事請負業者の選定にあたっては原則入札によること。また、施設整備に係る補助金の交付を受ける場合には、補助内示後に入札を行うこと。
- (8) 低所得の利用者等に対する負担軽減について十分に配慮すること。
- (9) スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動し、消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。
- (10) 原則として、事業所所在地は応募の際の所在地から変更を行わないこと。
- (11) 土地・建物に原則として抵当権・根抵当権が設定されていないこと。
ただし、次の場合は例外として取り扱うこともあるので、相談すること。
ア. 当該サービスを整備するための借入金を被担保債権とする抵当権の設定
イ. 抵当権について抹消が確実な場合
- (12) 原則として、令和7年3月末までに施設整備を完了し開設すること。
- (13) 整備予定地が市街化区域であること。
- (14) 整備予定地が原則として「立川市洪水ハザードマップ」の浸水区域等に該当しない区域であること。該当する場合は、安全上必要な対策を講じること。
- (15) 当該サービスの利用者は、立川市民のみとなります。

7. 施設整備やサービスの開始に伴う補助金について

施設整備に係る補助制度の主旨としては、事業者の施設整備に係る負担を軽くすることで利用者の負担軽減を図るためのものですので、趣旨を理解された上で計画してください。

なお、原則として補助制度を活用した整備としますが、事業者の判断により活用しない場合も応募できます。

- (1) 整備に係る補助は、東京都の「認知症高齢者グループホーム整備促進事業」を財源として実施する予定です。また、開設準備に係る補助金は、東京都の

「施設開設準備経費等支援事業」を財源として実施する予定です。今回の公募により立川市から選定された場合であっても、東京都の補助金等の交付対象とならなかった場合には、補助金は交付されません。

- (2) 選定された事業者が補助を受けるためには、この要項とは別に、補助金の交付を定めた要綱に基づく事前協議、交付申請、実績報告等が必要となります。
- (3) 補助金を受けるにあたっては、東京都や立川市の補助要綱等の条件を守っていただく必要があります。
- (4) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合は、補助金の交付決定を行う際に、オーナーと立川市との間で事業の継続や財産処分に関する協定書の締結やオーナーの法定相続人から財産処分に係る同意書の提出等が必要となります。また、工事竣工後に運営事業者の当該建物に係る賃借権登記が必要です。補助金の実績報告において、登記事項証明書により賃借権登記がされていることを確認します。

<施設整備等にかかる東京都の補助金について>

- (1) 東京都認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金 (令和6年4月1日現在)

対象施設	基本単価
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 2ユニット化事業所	35,060,000円 (1施設)
補助率	10/10

- (2) 東京都設備開設準備経費等支援事業補助金 (令和6年4月1日現在)

対象施設	基本単価
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 2ユニット化事業所	914,000円 (定員1人)
補助率	10/10

8. 応募方法

- (1) 応募について

事前届出書を提出後、受付期間内（令和6年5月27日から6月28日）に来庁し必要書類を提出してください。

- (2) 質問の受付及び回答について

この募集に関する質問につきましては、別紙『令和6年度 立川市「地域密着型サービス事業者公募」に関する質問票』により、FAXや電子メールにてご提出ください。回答については、質問をした事業者名は伏せますが、質問を含めて応募事業者すべてにお知らせし、立川市ホームページに公表します。

- (3) 留意事項

応募書類については、別冊様式2「令和6年度地域密着型サービスの応募に係る提出書類一覧」のとおりです。

※ 提出部数は、正本1部 副本10部ご用意ください。

※ 正本副本とも、パイプファイル等に綴じ、番号・書類名のインデックスを作成し、貼り付けてください。

- ※ 副本は、事業者名が判別できる固有名詞等については黒塗り等で見えないように修正してください。
- ※ 応募書類を提出した後は、原則として事業者の都合による内容の変更、追加等は認めません。また、提出書類は返却いたしません。
- ※ 立川市情報公開条例に基づき、応募された書類を開示することがあります。結果の公表等必要な場合には、立川市は応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。

9. 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募書類提出後の取下げ
応募を取下げの場合は、取下書（任意様式）を提出してください。
- (2) 関係法令に関する手続き
老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、バリアフリー法等の関係法令の規定を遵守するほか、関係する法令等に沿った事業計画としてください。詳細については、各関係部署に事前に相談してください。
- (3) その他の留意事項
 - ① 応募事業者は、応募書類の提出をもって応募要件等を承認したものとみなします。
 - ② 応募にあたっての費用は全て応募事業者の負担になります。
 - ③ 提出書類は、理由を問わず返却いたしません。
 - ④ 応募の状況等の問い合わせには一切回答できません。
 - ⑤ 応募書類は、立川市情報公開条例に基づき開示することがあります。
 - ⑥ 本事業者選定は、介護保険法上の指定を確約するものではありません。

10. 禁止事項と欠格事項

- (1) 審査前に、次のいずれかに該当した場合、審査を行うことなく不適とします。
 - ① 介護保険運営協議会又は地域密着型サービス調査検討会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡又は接触した場合
 - ② 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 審査に、次のいずれかに該当した場合、不適とします。
 - ① 提出書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ② 建設場所、サービス種類の変更があった場合
 - ③ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ④ 応募後に応募資格に適合しないことが判明した場合又は適合していないことが判明した場合又は適合しなくなった場合

11. 審査・選定方法

- (1) 事業者の選定において、提出された応募書類の審査や、必要に応じて計画予定地の実地調査、応募事業者のプレゼンテーション形式によるヒアリング等を行い、評価基準に基づき、介護保険運営協議会の意見を踏まえて、決定します。
- (2) 審査の結果によっては、応募数が募集数の範囲内であっても事業者を選定しない場合があります。選定の結果については事業者に文書で通知し、立川

市ホームページでも公表します。

12. 選定後の流れ

(1) 結果通知

審査の結果は、全ての応募事業者に対しそれぞれ文書によって通知します。

(2) 選定から指定・開設まで

指定を前提とした事前協議を行います。選定された応募事業者は、自己資金、借入金、補助金等により事業所を整備し、指定地域密着型サービス事業所としての指定を受けた後は、自ら運営していただきます。

13. スケジュール概要

令和6年5月27日（月）	応募書類・受付開始
令和6年6月28日（金）	応募書類・受付終了
令和6年7月上旬	書類審査及び応募事業者によるプレゼンテーション形式によるヒアリングの実施
令和6年7月中旬～下旬	結果通知・公表

14. 問合せ先(応募書類の提出先)

応募を希望する事業者の方は、下記に応募書類を提出してください。
なお、市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

〒190-8666

立川市泉町1156-9

立川市役所 保健医療部 介護保険課 事業者係

TEL 042-523-2111 内線1441・1442

FAX 042-522-2481